



建築士・インテリア
コーディネーターをめざす
社会人の方へ

職業実践専門課程の2年制学科が対象となります

国の給付金制度が利用できます

最大

112万円支給。返金不要。
教育訓練給付金の支給対象者には、一定の条件があります。

建築系(2年制)

インテリア設計科(2年制)が国の給付金制度*1対象学科となりました。

(専門実践教育訓練給付金制度厚生労働大臣指定講座)

①専門実践教育訓練給付金

②教育訓練支援給付金

で費用負担が軽減されます。

気になる支給金額は・・・

①専門実践教育訓練給付金 (本校2年制学科の場合、制限上限)

1年次¥400,000+2年次¥400,000+さらに卒業後(就職後)¥320,000=合計¥1,120,000

[本校2年制学科の2年間にかかる学費*2の一部(入学金+授業料+実習日+基本教材費)を対象として、このうち修業、卒業・就職する段階で合計¥1,120,000の給付金(返金不要)が受けられる制度です。]

②教育訓練支援給付金・・・在職時の雇用保険基本手当の80%相当を在学期間中受給

※基本手当の給付を受けることができる期間は②教育訓練支援給付金は支給されません。

対象となる方 (次の㊦～㊧の条件をすべて満たしていること)

㊦2022年4月入学予定者、建築科およびインテリア設計科インテリアコーディネーターコース

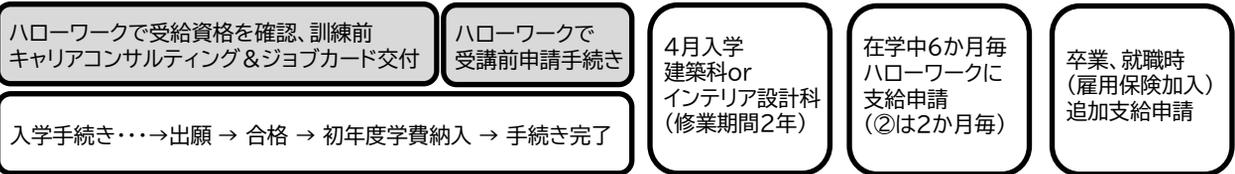
㊧2021年5月以降に離職した人(離職予定の人を含む)

㊨在職期間(雇用保険加入期間)が通算して2年以上*3ある人

※②教育訓練支援給付金にはさらに条件が付加されます。詳細はお問い合わせください。

手続きの流れ

入学前.....→ 入学の1か月前迄に.....→入学後.....→卒業後
済ませる手続き



※この制度を利用するためには入学前の事前申請手続き(1か月前迄)が必要となります。
ハローワークへご相談の上、出願準備等はなるべく余裕をもってお早めにお手続きください。

*1... この制度は一般被保険者であった方が厚生労働大臣の指定した専門的・実践的な教育訓練を受けた場合に、その受講のために支払った費用の一部に相当する額を支給するもので、受講にかかる本人の費用負担を軽くすることにより、知識やスキルの習得や資格のための教育訓練支援給付金の支給対象になります。

厚生労働大臣が指定した専門実践教育訓練のうち、建築士に係る講座では群馬県で唯一本校が認定を受けています。

*2... 学校への学費納入金額は、初年度{入学金¥150,000+学費¥1,160,000+教材費等¥150,000=¥1,460,000}、
2年次{学費¥1,160,000+教材費等¥100,000=¥1,260,000}となります。このうち教材費等は概算金額です。

*3... 支給要件期間について、詳しくは本校事務局又はお近くのハローワークにお問い合わせください。